

平成 28年度
風力・地熱発電に係る
地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業
公募に係る F A Q

I 公募要領について

2. 公募対象及び要件

(3) 応募要件

Q-I-1 「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」の実施地域ではありませんが、本モデル事業に応募できますか？

A-I-1 応募していただけます。

Q-I-2 「適地抽出後に・・・立地及び事業化が見込めること」とありますが、モデル事業終了後すぐに事業化する必要がありますか？

A-I-2 各地域によって、事業の進捗は異なりますので、一様にモデル事業終了後すぐの事業化を求めるものではありません。また、地熱発電事業と風力発電事業とでは事前調査等に要する時間が違いますので、各地域において事業化を念頭に、適地抽出を適切に実施して頂き、最終的にその知見をガイド作成に反映できれば問題ないと考えます。

Q-I-3 「ステークホルダーと意見交換等の協議の場を設けることができる見込みがあること。」とありますが、同意書等が必要でしょうか？

A-I-3 同意書等の添付は不要です。

Q-I-4 「進捗状況確認の問合せ等に協力すること。」とありますが、3年度目以降も報告書等の提出が必要でしょうか？

A-I-4 電話やメール等での問合せを想定しており、報告書等の提出を求める予定はありません。

1.1. その他留意事項

(4) 経費の区分

Q-I-5 本モデル事業の実施にあたり、アルバイトを雇用する場合、経費区分の「賃金」で計上は可能でしょうか？

A-I-5 原則的には賃金で計上することとなります。なお、アルバイトとして計上できる経費は、本業務を実施するに当たり必要な経費のみとなります。

(5) 委託の形態

Q-I-6 「地方公共団体は既存文献収集や環境調査、フィージビリティの検証等業務の一部を民間調査会社等に外注(再委託)することができる。」とありますが、再委託額の上限等がありますか？

A-I-6 原則的には再委託費は経費の1/2までの額を上限としますが、環境調査等明らかに地方公共団体では直接実施することができない業務等に要する費用が、それ以外に要する費用を上回る場合など合理的な理由がある場合についてはこの限りではありません。

Q-I-7 図2の委託の形態を認める「特段の事情」とは、どのようなケースでしょうか？

A-I-7 例えば、地方公共団体において図1の委託の形態だと執行が困難でモデル事業に遅れが懸念される場合や、再委託先の確保が困難な場合などが考えられます。

II 様式：申請書

Q-II-1 市と民間事業者の共同実施で応募する場合、申請書に記載する代表者は地方公共団体だけでよいでしょうか？それとも、民間事業者の代表も必要でしょうか？

A-II-1 申請書の代表者は、地方公共団体の代表のみで結構です。

Q-II-2 申請書に公印の押印は必要ですか？

A-II-2 押印をお願いします。

Q-II-3 「その他参考資料」とは何でしょうか？

A-II-3 提案書を作成するにあたり、補足説明等に添付が必要と思われる資料等を添付してください。特に様式等は問いません。

Q-II-4 「当該民間事業者に関する概要資料」とは何でしょうか？

A-II-4 当該民間事業者に関するパンフレットやホームページ等で公開されている情報を添付してください。

III 別紙1：提案書フォームについて

1. 事業及び公募の目的

Q-III-1 「モデル地域名、位置」とは、どの程度の情報を示す必要がありますか？

A-III-1 ある程度具体的な地域をお示しいただいても構いませんし、想定可能なおおよその範囲でお示しいただいても結構です。いずれの場合にせよ、ある程度

事業化が現実的な範囲で地域をお示してください。

2. 地域の特性等

Q-III-2 「社会経済的な面で特に配慮が必要な対象等」とは何でしょうか？

A-III-2 例えば、地熱発電事業における温泉旅館分布状況や、陸上風力における農地・空港の制限表面等の状況、洋上風力の場合における漁業権・船舶航路等の状況などが考えられます。これらの配慮が必要な対象等について、現時点で分かる範囲で、記載してください。

Q-III-3 「環境面から特に配慮が必要な対象等」とは何でしょうか？

A-III-3 例えば、地熱発電の場合は植生自然度の高い植物群落の生育地など、陸上風力の場合は住宅、鳥類を指標とした重要自然環境（IBA）、自然林など、洋上風力の場合は、藻場、サンゴ礁等の状況が考えられます。それぞれの地域で、現時点で分かる範囲で記載してください。

4. 事業の導入条件など

4-1. 物理的な条件

Q-III-4 「連系地点までの送電ルート」について、現時点では、系統連系の可否やルートや敷設方法について具体的に記載することが困難です。提案書にはどのように記載すればよいのでしょうか？

A-III-4 系統連系については、現在の電力会社との協議の状況や、想定されるルートがあれば記載してください。記載が難しい場合は「現時点では不明」と記載してください。また、系統連携以外の電力活用の方法等について検討されている場合はそれらの今後の検討の方針等について記載して下さい。

4-3. 環境調査の内容

Q-III-5 「環境調査の内容」は何を書けばいいのでしょうか？

A-III-5 既存情報については、具体的な文献名等まであげていただく必要はありませんが、分かる範囲で、収集が必要と思われる環境情報の内容等について記載してください。また、環境調査については、本モデル事業を実施するにあたり、既存情報収集だけでは不足と思われる内容について、調査項目や調査頻度等を記載してください。

4-4. 事業者

Q-III-6 「モデル事業の成果を引き継ぐに当たっての引継ぎの方針や考え方」とは何でしょうか？

A-III-6 本モデル事業実施以降の事業の実現に向けて、適地抽出の成果を地方公共団体から事業者適切かつ確実に引き継ぐための方針・考え方を記載してください。

Q-III-7 地方公共団体自身が、発電を計画する事業者となって、本モデル事業を実施することは可能でしょうか？

A-III-7 地方公共団体自らが発電事業者となることを妨げるものではありませんが本適地抽出手法構築事業では以下のように民間の発電事業者が事業を実施することを前提に「ガイド」を取りまとめることを想定しています。このため、本モデル事業の趣旨を踏まえ応募についてご検討ください。

① 本適地抽出手法構築事業では、今回のモデル事業の成果を踏まえ適地抽出のための「ガイド」を取りまとめ、全国の地方公共団体に活用していただくことを目的の一つとしている。

② この際、現在の風力発電事業者が民間事業者であるケースが多いことから、地方公共団体と民間の発電事業者との連携を中心に「ガイド」を取りまとめることを想定している。

5. 地域創生に関する事項等

5-1. 地域創生に関する事項

Q-III-8 「地域振興のための貢献策」とは、どのような内容を記載すればよいのでしょうか？

A-III-8 例えば、地熱発電の場合、“周辺で余熱を利用した野菜ハウスの運営を支援する。”などの地域産業と連携した取組みや、風力発電の場合“地域の農業団体と連携し、発電量の一部を農産物〇〇の加工場で使用することで、「風のエネルギーを使った〇〇」のブランド化をバックアップする。”などの取組みが考えられます。このような、地域との関わり方や、貢献策について、可能な範囲で具体的に記載してください。

Q-III-9 「地域での再エネ普及啓発のための貢献策」とは、どのような内容を記載すればよいのでしょうか？

A-III-9 例えば、“発電量を、役場など地域の人々が多数利用する施設等で見える化し、身近に感じてもらえる工夫をするほか、地域の環境保全に関わる施設等と連携しエコツアーを組み、環境学習の場として活用する。”など、地域との関わり方や、活用方法について、可能な範囲で具体的に記載してください。

6. その他

6-1. 他の委託事業・補助事業等との関係

- Q-III-10 「受ける予定の（又は受けたことがある）他府省の委託事業や補助事業」について、記載することで評価が低くなることはないか？
- A-III-10 ありません。むしろ、これまでの経緯や国の支援を受けながら着実に事業化に向け進めておられることが分かるため、記載してください。

6-2. その他記述すべき事項

- Q-III-11 「モデル地域の特殊要件に関すること」とは、どのような内容を指し、具体的にどのような内容を記載すれば良いでしょうか？
- A-III-11 特殊要件とは、例えば、適地抽出を予定している海域周辺に、特殊要件としてマリンレジャー施設等があり、これらとの関係を調整する必要がある場合などが考えられます。このような場合、提案書では、本モデル事業でどのような調整を予定しているか等についても記載してください。

IV 別紙2 経費支出予定額内訳について

- Q-IV-1 （別紙2）経費支出予定額内訳の根拠として見積書の添付は必要でしょうか？
- A-IV-1 応募に当たって、経費支出予定額内訳の根拠として見積書を添付する必要はありません。ただし、モデル地域に選定された場合に提出することとなっている実施計画書において、添付を求めることがあります。
- Q-IV-2 環境調査の積算はどのようにやればよいでしょうか？
- A-IV-2 例えば、環境調査費を見積もる際の参考図書として、「環境影響評価業務積算資料配慮書、猛禽類保護の手引き改訂対応版」（2014年4月、一般社団法人日本環境アセスメント協会）があります。本手引きに関し質問等がありましたら、公募要領「10. 提出先・問合せ先」までお問い合わせください。
- その他応募に当たり、ご不明な点等がございましたら公募要領「10. 提出先・問合せ先」（下記）までお問い合わせください。

〒102-0092 東京都千代田区九段北 1-14-6

日本工営(株)環境部

TEL：03-3238-8380（直通）

E-mail：ml-tekichi@n-koei.co.jp（佐藤、國次）

Q-IV-3 配慮書の作成に要する費用も経費として計上しても良いでしょうか？

A-IV-3 配慮書の作成は事業者が実施するものであることから経費として計上できません。ただし、事業者が配慮書を作成する前に、地方公共団体が行う環境調査の結果や環境配慮の検討の結果を取りまとめるために必要な経費を計上することはできます。この場合、取りまとめを民間調査会社等に委託する場合は外注費（再委託費）に、地方公共団体自ら取りまとめる場合は、印刷製本費に計上してください。

以上